

## 巻 頭 言



### 「今、社会的責任を考える」

院 長 秦 温 信

最近、ガス瞬間湯沸かし器による一酸化中毒死事故での裁判における会社側の答弁書の中で、「社会的責任は問われるが、法的責任は問われない」として、損害賠償請求の棄却を求めたことが報道された。つまり、「死亡例まで出して世間に不安を与えた社会的責任はある。しかし、器具の欠陥によるものではなく、使用法が正しくなかったせいなので法的責任はない」と言いたいのである。この「社会的責任」は最近とみに耳にする言葉である。ここで言う「社会的責任」は「企業の社会的責任」のことである。1月29日に第41回北辰メディカルフォーラムで企業社会的責任フォーラム代表阿部博人氏の講演「病院の社会的責任—課題と諸施策—」を聞く機会があった。今、「病院の社会的責任」(HSR)が問われているのであるが、このことについて最近考えていることを述べてみたい。

**企業の社会的責任** これは「企業が経済的な役割を担うだけでなく、社会問題、環境問題、あるいは人権、労働問題に積極的に責務を果たすこと」と定義され、Corporate Social Responsibility の頭文字をとって CSR と略されている。最近特にこれが叫ばれるのは、日本の優良企業といわれている企業に責任を果たしていないと思われる事故が頻発したせいでもある。例を挙げれば、人身事故を引き起こしておきながらそれを隠蔽した三菱自動車、乳製品の細菌汚染事故をおこした雪印乳業、大腸菌を検出しても販売していた不二家製菓など枚挙に暇がないのである。もともと CSR の考え方は欧米において盛んで、英国では2000年に CRS 担当大臣が任命されているほどである。日本でも古くから利害関係者(ステークホルダー)である取引先・従業員・株主・地域社会の誰かに何らかの不利益を与えて不満をもたれること自体が、企業の持続的発展を妨げる経営上のリスクであるという考えが基本にある。このようなビジネスに対する姿勢は、調和を尊ぶ日本社会において経験的に会得されたものであり、江戸時代の三井・住友などの江戸時代の商人に代々引き継がれた家訓などにもみてとることができる。それゆえにその活動は「本業の中で顧客や取引先、地域社会への配慮」といった形で、事業活動の中に織り込まれて行くものに力点が置かれてきたのである。現在、経済産業省での検討結果も明らかにされているが、最も基本的な CSR 活動として挙げられるのは、先ずステークホルダーに対して交流

をはかり、情報開示と説明責任を果たすことである。会社の財務状況や経営の透明性を高めるなど、上場企業に限らず、様々な企業が CSR 活動に取り組むようになり、CSR 部が置かれている会社もある。CSR 活動に取り組むことは、一般に顧客や消費者に、その企業に対する信頼や安心感などプラスのイメージを与えるとされ、消費者に対してプラスのイメージを与えることは、心理学でいうハロー効果もあって、企業活動にプラスに働くとされるのである。

**病院の社会的責任** 定義としては前述の定義において企業を病院に置き換えることで理解でき、Hospital Social Responsibility として HSR と略される。医療においては企業以上に倫理法令遵守（阿部博人氏はコンプライアンスと言っている）が求められるのはいうまでもない。病院にとっての最大のステークホルダーは患者とその家族であるが、その他当院のような地域支援病院では地域の医療機関であったり、救急隊員であったりする。医療提供の大きな前提になるのは患者・家族への説明責任とインフォームド・コンセントであり、これが基本となるのは言うまでもない。その上で地域医療機関との連携、公衆衛生や保険医療への協力など病院にとって可能な社会的貢献を果たして行き、そのような活動をステップごとに充実させて、整合性を持たせながら総合的に取り組んで行くのが HSR と考えられている。ただ企業の場合と大きく異なる点は、本来医療従事者側と患者側との関係は対立するような関係では医療自体が成り立たず、両者が同じ方向を目指して行う協働行為であるという点である。つまり、患者や家族との信頼関係が最も重要で、同じ目標を目指す同志という見方であり、その点からはステークホルダーという見方は必ずしも適切でないと思っている。一方では、企業と同じように医師や医療従事者の自浄作用と言うことも繰り返し論じられるようになってきており、利用者との交流をはかり情報開示と説明責任を果たすことが最も重要であることには変わりはない。また、病院においては人間が人間に関わっている以上医療事故のリスクを常に背負うことになるが、そのような時にも常に真実を説明する心構えが医療従事者には特に求められている。

私見ではあるが、このような HSR は医療従事者や病院にのみ帰するものではなく、むしろこれらを促し担保する仕組みづくりこそ急務であろうと思うのである。医療は厚生労働省の所管であり、いわば規制の下での制度として成立している。真に正しい医療を目指す上でいま改革が進められている医療制度の方向性など、むしろ「政府の社会的責任」（GSR－筆者の造語）がますます問われているのではないかと思うのである。